

# 地域防災リーダーについて



(1) 熊本市地域防災リーダー登録制度について

(2) 登録された方の活動までの流れ



熊本市政策局  
危機管理防災部 防災対策課  
令和5年10月15日

# 熊本市地域防災リーダー登録制度について

## 目的

地域の防災活動に積極的に取り組む意思のある方を「熊本市登録防災士（通称 熊本市地域防災リーダー）」（以下登録防災士）として認定し、**防災活動に取り組んでいる地域団体等と協働し地域防災力の向上に努めてもらい、本市の災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。**

## 内容

熊本市地域防災リーダー名簿は、個人情報保護法第69条第2項第1項（本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき）に基づき、**地域防災力の向上のために、防災活動に取り組んでいる地域団体等に対し名簿提供を行うもの。**

## 登録対象者

本事業において対象とするものは、**熊本市内**に居住する特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された**防災士資格保有者**とする。

## 登録者の活動内容

平常時における活動は、マイタイムラインの作成支援、防災訓練等への運営参加・協力、防災講話、防災教育等とする。

また、災害時における活動は、地域住民及びボランティアとの協働による避難所運営の協力等とする。

## 名簿提供について

名簿提供の対象となるものは**地域団体**や**当団体に所属する長**など  
(**校区防災連絡会、自主防災組織**等)

名簿内容は**登録防災士の氏名、住所、連絡先（電話番号）**を提供します。

# 登録された方の活動までの流れ

